沼津市いじめ防止等のための基本的な方針

いばない多様をおざて



平成 26 年 3 月 沼津市教育委員会

ーはじめにー

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。しかし、いじめはどのような理由があっても決して許されない行為です。いじめ問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に係る国民的な課題です。

いじめが起こりにくい学校づくり、いじめの早期発見や状況、実態に応じた適切な対応など、子どもが健やかに育つためのさらなる環境の充実が、学校の大きな使命となっています。さらに、保護者、地域及び学校等、大人が課題を共有し、心を一つにして真剣に子どもと向き合い、対応していくことも求められます。

こうしたことを踏まえ、平成24年9月、静岡県・市町教育委員会代表者会は、「静岡県の学校からいじめをなくすための4つの提言」を各市町に発信しました。

- 1 学校は、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にします
- 2 学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります
- 3 教育委員会は、「いじめ対応マニュアル」を作成します
- 4 教育委員会は、教職員に対する研修を充実します

沼津市では、提言1を受けて、学校において児童生徒が自らいじめについて話し合う場を持ち、学校としての提言をつくり、その提言を意識した楽しい学校生活を送ることができるよう支援してきました。

さらに、提言3を受けて、静岡県教育委員会では、「静岡県いじめ対応マニュアル」を作成しました。沼津市教育委員会においては、校長会とともに、身近な事例をこのマニュアルに付け加え、平成25年2月、沼津市のいじめ対応マニュアルである、「いじめのない学校をめざして―改訂版―」を作成し、教職員のいじめに対する意識を一層喚起し、指導の充実へとつなげてきました。

平成25年9月には、子どもを含めて社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、本法に基づいて、国及び県において「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

沼津市教育委員会においても、「いじめの未然防止」「早期発見・早期対応」「関係機関との連携」等についての取組を、基本方針としてまとめ、学校だけでなく保護者及び地域へ周知し、いじめ対策のさらなる充実を図っていきます。

沼津市立学校においては、国、県及び沼津市の基本方針や、「いじめのない学校をめざして 一改訂版一」等を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を学校の現状や地域の特性に合わせ策定し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、より根本的ないじめ問題の防止のために取り組んでいきます。

本基本方針が、沼津市立学校におけるいじめ防止対策の充実など、いじめ問題の克服に寄与することを願っております。

平成26年3月 沼津市教育委員会

目 次

はじめに

第 1	い	じめ防止等の基本的な考え方
1	い	じめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	い	じめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	基	本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1)	いじめの未然防止・・・・・・・・・2
	(2)	いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)	関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第 2	い	じめの防止等のための対策
1	沼	津市教育委員会が実施すること・・・・・・・・・・・ 5
	(1)	基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)	組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	(3)	いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	学	 校が実施すべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	(1)	基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)	組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	(3)	いじめの防止等のための対策・・・・・・・8
3	重:	大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	(1)	沼津市教育委員会又は学校による対処・・・・・・・・10
	(2)	辺津市長への報告等

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

子ども、保護者、教職員及び地域住民等、全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには多様な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子どもや周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめの追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年

生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たない子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、 どの子どもにも、どこにでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向け た対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児期から青年期にかけて、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、まず大人が正しい人権感覚を持ち 子どもに接することが大切です。その上で、家庭、地域及び学校等それぞれ が連携して、子ども自身の自立を目指すことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。 子どものありのままを受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう 努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域及び学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれが役割を自覚 し、責任を遂行するように努めていくことが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校 や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を 知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応 する必要があります。

ア 早期発見 ―いじめはどの子にも起こりうる―

いじめは、どの子どもにも、どこにでも起こりうることから、いじめの 早期発見には、学校、家庭及び地域が連携・協力して、子どもを見守り続 けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態に陥らないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校に連絡するなど連携して対応することが重要です。

イ 早期対応 ―いじめられている子どもの立場に立って組織的に―

いじめが発見された場合には、深刻な事態に陥らないように、学校、家 庭及び地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが 求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関などの関係機関等と連携 することも必要です。

(3) 関係機関等との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に学校、家庭及び地域の連携・協力だけでは十分に対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関等と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめを行っている子どもに対して、 指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような 関係機関等との連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局等、学校以外の相談窓口の子どもや保護者への 周知

第2 いじめの防止等のための対策

1 沼津市教育委員会が実施すべきこと

沼津市教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、 沼津市立学校(以下「学校」という。)におけるいじめの未然防止や早期発見、 いじめが疑われる事態が発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよ う必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

沼津市教育委員会は、「沼津市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した基本方針については、適宜見直しを行うなど、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめ防止基本方針について策定状況を確認します。

(2) 組織の設置

ア 沼津市いじめ・不登校等対策連絡協議会

沼津市教育委員会は、関係機関等との連携を図るため、「沼津市いじめ・ 不登校等対策連絡協議会」を設置します。

- ・学校、沼津市教育委員会事務局学校教育課及び生涯学習課、沼津市青少年教育センター、沼津市子育て支援課、スクールカウンセラー、沼津警察署等で構成します。
- ・連絡協議会での連携が、学校におけるいじめ防止に活用されるようにします。

イ 沼津市教育委員会の附属組織

沼津市教育委員会は、沼津市いじめ・不登校等対策連絡協議会の下、次 に示すような機能等を持つ附属組織を設置します。

- ・沼津市教育委員会の依頼に応じ、調査研究等を行い有効な対策を検討します。
- ・学校におけるいじめの通報や相談、重大事態の発生を受け、第三者的な 立場から対処します。

なお、附属組織には、必要に応じて弁護士や精神科医、学識経験者、警察、心理や福祉の専門家、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

(3) いじめの防止等のための対策

沼津市教育委員会は次の取組をします。

ア いじめの未然防止

(7) いじめの未然防止に関する取組の推進

- ・各学校において、子どもが自主的にいじめについて考え話し合う機会 を設け、提言づくりをする活動を推進していきます。
- ・基本的生活習慣の指導や集団づくり、道徳教育等、学校でのいじめ対策に有効な取組や成果等の情報収集及び市内の学校へ啓発を通して、いじめの未然防止へつなげていきます。

(イ) 教職員の資質向上、支援員の配置、外部人材への協力依頼

- ・心理、福祉の専門家等を活用した研修やいじめ対応マニュアルを使った研修を推進するなど、教職員の資質向上に取り組みます。
- ・情報モラルやネット犯罪に関する研修を推進し、携帯電話やスマート ホン等を使ったインターネットによるいじめに対する、教職員の対応 力を向上させていきます。
- ・学校の実情に合わせた、支援員等の配置を計画していきます。
- ・心理、福祉の専門家等、教育相談に応じる者や、教職経験者、警察関係者等の外部人材に協力を求めます。
- ・関係機関との連携等、協力体制の構築を推進していきます。

(ウ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- ・いじめ防止対策の状況把握、子どもへの適切な指導助言や保護者への 啓発の在り方等の調査研究・検証を推進し、成果の普及を図ります。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制 度等について、必要な啓発活動を行います。
- ・保護者が責任を持って、子どものしつけや指導を行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の周知等、家庭を支援します。

(エ) 学校運営の改善への支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいく ことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、 学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(7) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない

場合には、学校間の連携体制を構築します。

また、携帯電話やスマートホン等を使ったインターネットによるいじめに対処するため、警察等の機関と連携し、学校に対する支援等を推進します。

(イ) いじめの報告を受けた際の措置

沼津市教育委員会は、学校からいじめの事実について報告を受けたと きは、必要に応じて学校に対する支援や指示又は自ら調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な運用

沼津市教育委員会が権限を有する出席停止制度について、適切な運用 を図ります。

ウ 関係機関等との連携

沼津市いじめ・不登校等対策連絡協議会を通じて、警察、児童相談所等 との関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携を強化します。

2 学校が実施すべきこと

学校は、校長のリーダーシップのもと、校内の協力体制を確立し、沼津市教育委員会との適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 基本方針の策定

学校は、国、県及び沼津市のいじめ防止基本方針等を参考にして、学校の 実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。

学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、例えば、PTA、地域の関係団体等に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。

(2) 組織の設置

学校は、いじめ防止等の中核となる常設の組織を置きます。

・構成員は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主任・主事、学年主任、 養護教諭などが想定されます。必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、 関係の深い教職員を追加したり、心理、福祉に関する専門家、医師、教 員経験者、警察官経験者など外部専門家に協力を求めたりして対応しま す。

・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行 う必要があります。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応 を協議するなど、学校が組織的にいじめ問題に取り組むために中核的な 役割を担うことが求められます。その際、生徒指導部会等の既存の組織 を活用することも可能です。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(7) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係 づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活 動全体を通じて道徳教育の充実を図ることが必要です。

(イ) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けることが必要です。

(ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが重要です。

(エ) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行いいじめへの対応力を 高めるとともに、教職員自身の人権感覚を養う必要があります。

イ いじめの早期発見・早期対応

(7) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査等を 行う必要があります。

(イ) 相談体制の整備

- ・心理、福祉に関する専門家の活用等、子ども、保護者及び教職員に対 する相談体制を整備することが求められます。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る必要があり

ます。

(ウ) 学校におけるいじめに対する措置

- ① いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、沼津市教育委員会に報告することが重要です。
- ② いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、また、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要があります。
- ③ 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが 使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子ども が安心して教育を受けられるようにする必要があります。
- ④ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められます。
- ⑤ いじめが犯罪行為であると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求める必要があります。

(エ) 校長及び教員による学校教育法に基づく懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要がある と認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることが できます。

ウ 関係機関等との連携

- ・日頃から所管警察署や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きた ときには、状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。
- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことが大切です。

3 重大事態への対処

(1) 沼津市教育委員会又は学校による対処

ア 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (7) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合
- (4) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席して いるとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席し ているとき。
- (ウ) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立て があったとき。

イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は沼津市教育委員会に報告します。 沼津市教育委員会は、事態への対処や同種の事態防止に向け、客観的な 事実関係を明確にするために調査を行います。なお、子どもの入院や死亡 など、いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合は、子どもの尊 厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、凍 やかに調査を行います。

ウ 情報の提供

沼津市教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、 調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供します。

エ 沼津市教育委員会の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、沼津市教育委員会は必要な指導 及び支援を行います。

オ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

(2) 沼津市長への報告等

学校は、重大事態が発生した場合には、沼津市教育委員会の判断のもと、 その旨を沼津市長に報告します。また、沼津市教育委員会は、調査の結果 を沼津市長に報告します。報告を受けた沼津市長は、法に則り適切に対処 します。

沼津市長及び沼津市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及 び責任において、必要な措置を講じます。

参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)
- ・「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」(平成26年3月策定)
- ・「静岡県いじめ防止マニュアル」(平成25年静岡県・市町教育委員会代表者会発行)
- ・「いじめのない学校をめざして 一いじめに関する指導の手引き一 改訂版」(平成 25 年沼津市教育委員会発行)
- ・「静岡県の学校からいじめをなくすための提言」(平成 24 年静岡県・市町教育委員会代表者会発信)
- ·「生徒指導提要」(平成22年文部科学省発行)
- ・生徒指導リーフシリーズ(平成24年、25年国立教育政策研究所発行)
- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「いじめ防止基本方針」策定 Q&A Leaves. 1 (平成 25 年国立教育政策研究所発行)
- ·生徒指導支援資料(平成21年、22年、23年、25年国立教育政策研究所発行)
- ・「人間関係づくりプログラム」(平成 20 年静岡県「人間関係づくりプログラム」作成委員会発行)
- ・静岡県人権教育の手引き 指導の在り方と人権学習(平成23年静岡県教育委員会 発行)
- ・静岡県人権教育の手引き 様々な人権問題と人権学習(平成24年静岡県教育委員会発行)
- ・静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために一人権が尊重される学校づくりを目指して一(平成25年静岡県教育委員会発行)
- ・静岡県のケータイ・スマホルール(平成25年静岡県教育委員会発行)
- ・地域の青少年声かけ運動のしおり(平成24年静岡県発行)

表 紙 題 字 日野原 郁生

(元沼津市立原中学校長)

表紙カット 増田 宏実

(元沼津市立愛鷹小学校教諭)